

岡山県身体障害者更生相談所  
岡山県知的障害者更生相談所  
事務ハンドブック  
【相談・支援・関連福祉サービス】

令和8年4月

**身体障害者更生相談所**

TEL: (086) 235-4577

FAX: (086) 235-4346

Mail: sinsyou@pref.okayama.lg.jp

**知的障害者更生相談所**

TEL: (086) 235-4316

FAX: (086) 235-4346

Mail: chisyou@pref.okayama.lg.jp

**身体・療育手帳交付班** : TEL: (086) 235-4065

FAX: (086) 235-4340

岡山県福祉相談センター

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1

# 目 次

## 相談・支援・関連福祉サービス

第1章 一般相談・支援機関	1
1 相談・関係機関	
2 指定相談支援事業所	
3 障害児等療育支援事業実施機関	
4 障害者総合支援法に基づく協議会（自立支援協議会）	
第2章 就労相談・支援機関	5
第3章 障害者虐待防止法	6
第4章 手当・年金等の支給	11
第5章 医療費の助成	12
第6章 その他のサービス	13
1 旅客運賃等割引制度	
2 税の控除等	
3 住宅	
4 NHK放送受信料の減免	
5 公共施設等の入場料の減免	
6 駐車禁止除外	
7 携帯電話割引サービス	
8 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度	
第7章 その他関連する障害	22
1 精神障害者保健福祉手帳	
2 発達障害	
3 高次脳機能障害	
4 医療的ケア児	

## 第1章 一般相談・支援機関

### 1 相談・関係機関

機 関 名	内 容
市 町 村	<p>障害者の援護の実施主体として主に次の業務を行う。</p> <p>① 障害者等の生活の実態を把握し、関係機関と連携を図り、必要な事業を行う。</p> <p>② 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、相談に応じるとともに調査及び指導を行う。</p> <p>③ 障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>④ 障害者等の申請に応じ、障害支援区分認定、障害福祉サービス支給決定、支給量の決定を行う。</p> <p>⑤ 相談支援事業など地域生活支援事業を行う。</p> <p>⑥ 市町村障害福祉計画を策定する。</p>
<p>県子ども・福祉部 障害福祉課</p> <p>県民局健康福祉部 福祉振興課</p>	<p>市町村と協力して主に次の業務を行う。</p> <p>① 市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う。</p> <p>② 市町村と連携を図り、必要な事業を総合的に行う。</p> <p>③ 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う。</p> <p>④ 市町村が障害者等に行う権利擁護の援助が適正かつ円滑に行われるよう必要な助言、情報の提供その他の援助を行う。</p> <p>⑤ 県障害福祉計画を策定する。</p> <p>※県民局福祉振興課には、身体障害者福祉司・知的障害者福祉司が配置されている。</p>
児童相談所	<p>児童に関する相談機関として専門的な知識技術を必要とする相談に応じ、調査・判定を行い、それらに基づいて必要な指導を行う。</p>
精神保健 福祉センター	<p>精神保健及び精神障害者の福祉に関し、総合的相談及び指導を行う。地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を担う。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳交付、自立支援医療費（精神通院医療費）の支給決定などの事務を行っている。</p>
保 健 所	<p>市町村と連携し、こころの健康に関する相談及び複雑・困難事例に関する相談を行っている。特定疾患治療研究事業の申請等に関する窓口であり、難病等の患者に対する健康や生活等に関する相談、支援を行う。</p>
岡山県 消費生活センター	<p>商品やサービスに関する苦情相談等を受け付けるとともに、消費生活に関する知識の普及や暮らしに役立つ情報の提供を行っている</p>

機 関 名	内 容
社会福祉協議会	<p>地域福祉を総合的に推進する民間の団体（社会福祉法人）で、市町村、都道府県に設けられている住民が誰もが住み慣れた家庭や地域で自立した生活が送れる地域社会の実現に向けて活動している。</p> <p>主な活動としては、高齢者・障害者・児童福祉活動、生活福祉金の貸付け、日常生活自立支援事業がある。</p>
岡山県障害者社会参加推進センター （岡山県身体障害者福祉連合会内）	<p>一般相談：障害者本人や家族をはじめ、広く関係者からの相談に対して、相談員が電話・面接により相談を受ける。</p> <p>専門相談：相談員が適当と認めた場合に、予約により弁護士が専門的な相談に応じる。</p>
家庭裁判所 〈後見制度〉	<p>認知症や障害等で判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護、日常的な金銭管理等が適切に行われるよう成年後見人等の選任等を行う。法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度では本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の制度がある。</p>
リーガルエイド 岡山（弁護士）	<p>社会的・経済的理由で法律上の援護を必要とする者の権利を擁護することを目的とした公益財団法人。</p> <p>高齢者・障がい者支援センター事業などで法律相談を行っている。その他消費者被害救済支援センター、女性人権支援センター、少年人権支援センターなどの活動も行っている。</p>
成年後見センター・ リーガルサポート 岡山県支部 （司法書士）	<p>成年後見制度を通じて、高齢者や障害者の権利を守り、福祉を増進することを目的として設立された公益法人。研修により財産管理や福祉等の幅広い知識を身につけた成年後見人を養成し、高齢者や障害者の権利が守られ安心して生活ができるように成年後見人に就任した会員である司法書士の指導、支援を行う。</p>
民生委員・ 児童委員	<p>担当地域において、住民の生活状況を必要に応じ適切に把握し、福祉ニーズの発見に努める。住民が自立した日常生活を送れるよう相談に応じ、福祉制度やサービス等に関する情報の提供、助言、指導を行うとともに住民と行政機関等とのパイプ役となる。</p>
身体障害者相談員 知的障害者相談員	<p>地域の障害者・家族等の相談に応じ、市町村や相談支援機関その他地域の関係機関と連携を図りながら適切な支援や助言を行う。</p>
日本司法支援センター 法テラス岡山	<p>犯罪被害者支援等、法的トラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を目的とし、全国50カ所に地方事務所が設置されている。</p>

## 2 指定相談支援事業所

障害者等からの相談に応じ、必要な支援を行うとともに関係機関との連絡調整などの援助等を行う。

○指定相談支援事業の種別

- ・特定相談支援事業・障害児相談支援事業（計画相談支援）

障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントを行い、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス等利用計画を作成するとともに、計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行う。

なお、特定相談支援事業は、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等の相談支援、障害児相談支援事業は、児童福祉法に規定する障害児通所支援の相談支援を行う。

- ・地域移行支援事業・地域定着支援事業（地域相談支援）

地域移行支援事業は、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象として、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。

地域定着支援事業は、居宅において単身等で生活する障害者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、緊急訪問等を行う。

## 3 障害児等療育支援事業実施機関

在宅の「重症心身障害児（者）」、「知的障害児」、「身体障害児」、「発達障害児」の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る。

(R8.4.1 現在)

施設等名	所在地	電話番号
旭川児童院	岡山市北区祇園866	(086)275-1951
児童発達支援センター キッズみのり	津山市二宮999	(0868)28-3413
美作地域生活支援センター (津山ひかり学園)	津山市川崎1508	(0868)21-8830 (0868)26-1091
子ども療育センター 笠岡学園	笠岡市金浦746	(0865)66-0844

#### 4 障害者総合支援法に基づく協議会（自立支援協議会）

協議会は、関係機関等が相互に地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制について協議し、整備を図ることを目的として設置する機関である。

設置については努力義務とされ、単独及び共同で設置することが可能であり、その運営については直営又は民間団体へ委託できる。

##### (1) 県が設置する協議会

###### ア 基本的な役割

県全域の支援体制整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する。

###### イ 主な機能

- ・ 県全域のネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有
- ・ 県全域の支援体制の課題整理と社会資源の開発と改善に向けた協議
- ・ 県内の市町村協議会単位ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し整備方策を助言
- ・ 相談支援従事者の人材確保・養成（研修のあり方等）を協議
- ・ 専門分野における支援方策についての情報や知見を共有、普及
- ・ 相談支援に関する強化及び整備事業等による市町村の相談支援体制支援に関する協議
- ・ 権利擁護の普及 等

##### (2) 市町村が設置する協議会

###### ア 基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

###### イ 主な機能

- ・ 地域のネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に向けた協議
- ・ 中立、公平性を確保する観点から相談支援事業者の運営評価の実施
- ・ 相談支援に関する強化及び整備事業等の活用や地域の相談支援従事者の質の向上を図るための研修の実施等、相談の体制整備に関する協議
- ・ 権利擁護等の専門部会等の設置、運営 等

## 第2章 就労相談・支援機関

機関名	内容
障害者就業・生活支援センター	職場への定着が困難な障害者や就業経験のない障害者に対し、就業や日常生活・社会生活上の支援・相談に応じる。
公共職業安定所 (ハローワーク)	求職障害者の状況、技能、知識、適性、希望等をもとに相談及び指導を行い、就職及び職業訓練等を斡旋する。雇用保険の受給手続き、雇用に関する国の助成金及び補助金の申請窓口業務や、求人の受理等も行っている。
地域障害者 職業センター	公共職業安定所との密接な連携のもと、求職障害者に対し、職業評価、職業指導、職業準備訓練等の各種職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施する。
障害者 職業能力開発校	身体障害者、知的障害者、高次脳機能障害者、発達障害者を対象に職業的自立を支援するため、一人ひとりの特性・能力に応じたきめ細かな総合的リハビリテーションサービスを提供する。窓口は公共職業安定所で、訓練期間は1年～2年。
県立 職業能力開発施設	職業訓練を行い、社会参加に必要な技能を習得することにより職業的自立を図る。訓練手当が支給される。
難病相談・支援 センター	地域で生活する難病患者当の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援を行う拠点施設として、患者・家族の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者・家族の持つ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者・家族支援を行っている。

## 第3章 障害者虐待防止法

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要であるとの認識のもと、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成24年10月1日に施行された。

行政のほか、保健・医療・福祉・使用者等の関係者は、障害者虐待の早期発見について努力義務とされ、また、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに市町村等に通報することが義務付けられている。

### 1 定義

#### (1) 対象となる障害者

心身の機能に障害がある者で、障害及び社会的障壁によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（年齢や各種障害者手帳所持の有無は問わない。）

#### (2) 虐待者による分類

ア 養護者：現に障害者を養護する（一定の関わりをもつ）者

イ 障害者福祉施設従事者等：障害者総合支援法第5条に定められるサービス事業等従事者

ウ 使用者：雇用する事業主、指揮命令監督する権限のある者等

#### (3) 虐待の行為による類型

ア 身体的虐待：暴力、体罰により身体に外傷を生じる行為（生じるおそれのある行為を含む。）や正当な理由なく身体拘束を行うこと

イ 性的虐待：本人の同意のない性的な行為やその強要を行うこと

ウ 心理的虐待：脅し、侮辱などの言葉や無視、嫌がらせによって精神的苦痛を与えること

エ 放棄・放置：世話や介助をしない等生活環境及び身体・精神的状態を悪化させること

オ 経済的虐待：本人の同意なしに財産、賃金等を搾取したり、金銭の使用を理由なく制限すること

### 2 他法との適用範囲（所在や場所によって異なる。）

18歳未満：児童虐待防止法、障害者虐待防止法（養護者等支援）

18～64歳：障害者虐待防止法

65歳以上：障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法

\*配偶者からの暴力については、DV防止法の対象ともなる。

### 3 市町村の役割

- (1) 通報・相談窓口としての障害者虐待防止センターの設置
- (2) 通報等を受けた場合の被虐待者の安全確認、事実確認及び虐待の認定
- (3) 被虐待者に対する支援方針の策定と一時保護等必要な措置の実施
- (4) 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言の必要な措置の実施
- (5) 使用者による障害者虐待に係る事項の県への通知
- (6) 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備 等

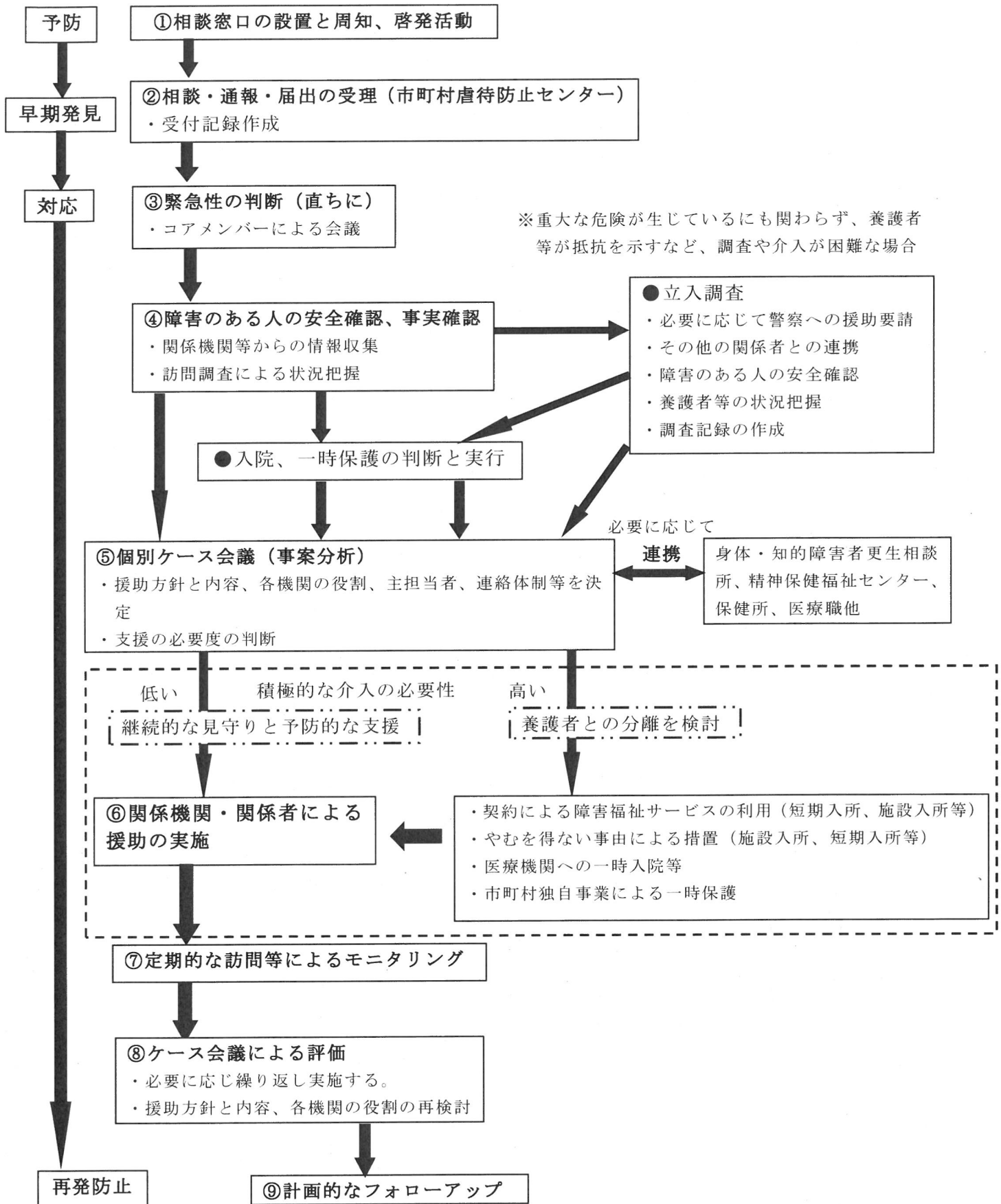
### 4 県の役割

- (1) 通報・相談窓口としての障害者権利擁護センターの設置
- (2) 障害者福祉施設への立ち入り調査、勧告、指定取り消し等権限の行使
- (3) 市町村に対する情報提供、連絡調整、助言等の支援
- (4) 使用者による障害者虐待に係る事項の労働局への報告
- (5) 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報及び啓発 等

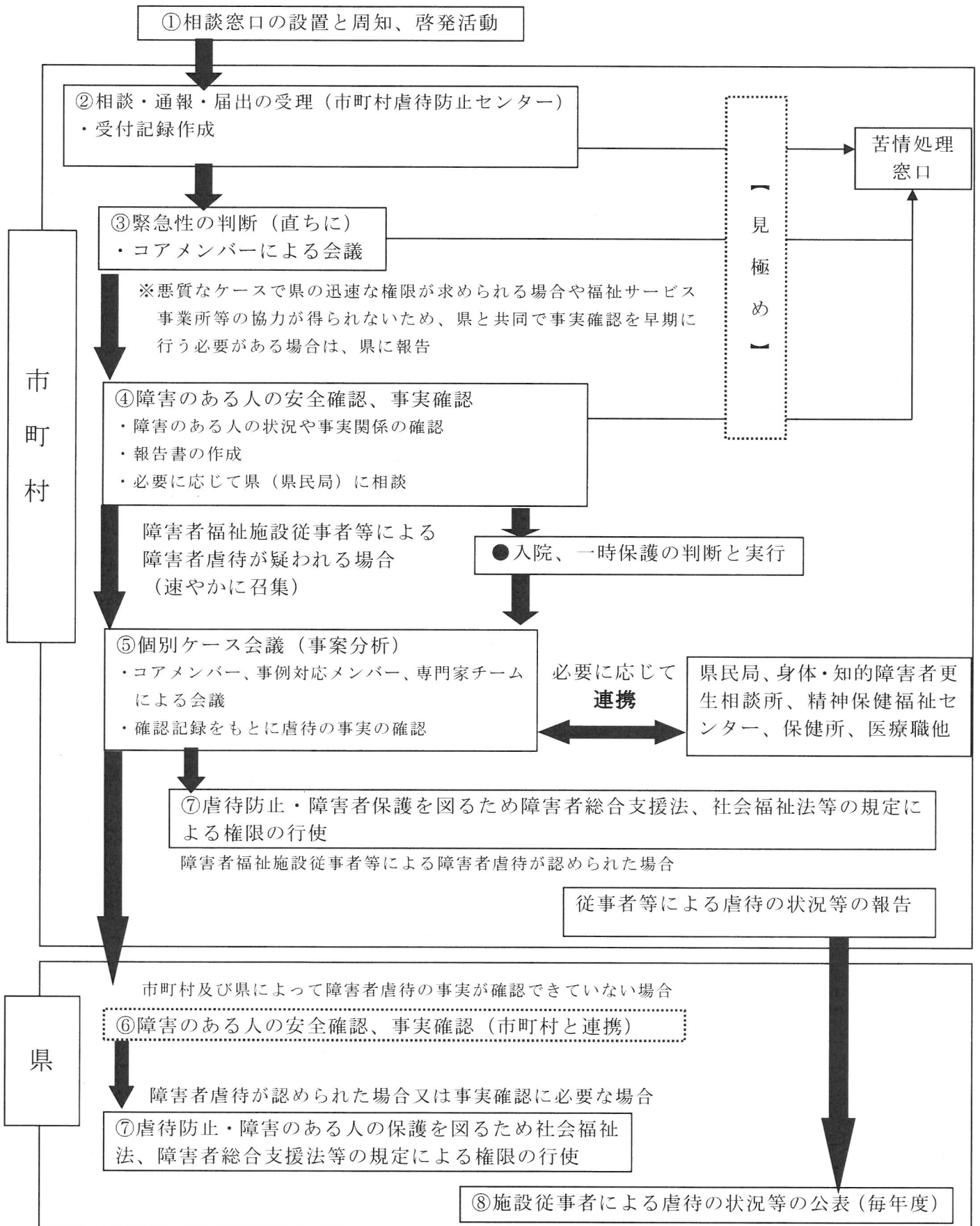
### 5 更生相談所の役割

障害者及び障害者の養護者への自立に対する支援を検討する個別ケース会議に必要な応じて参加するなど、市町村に対し専門的、技術的援助及び指導を行う。

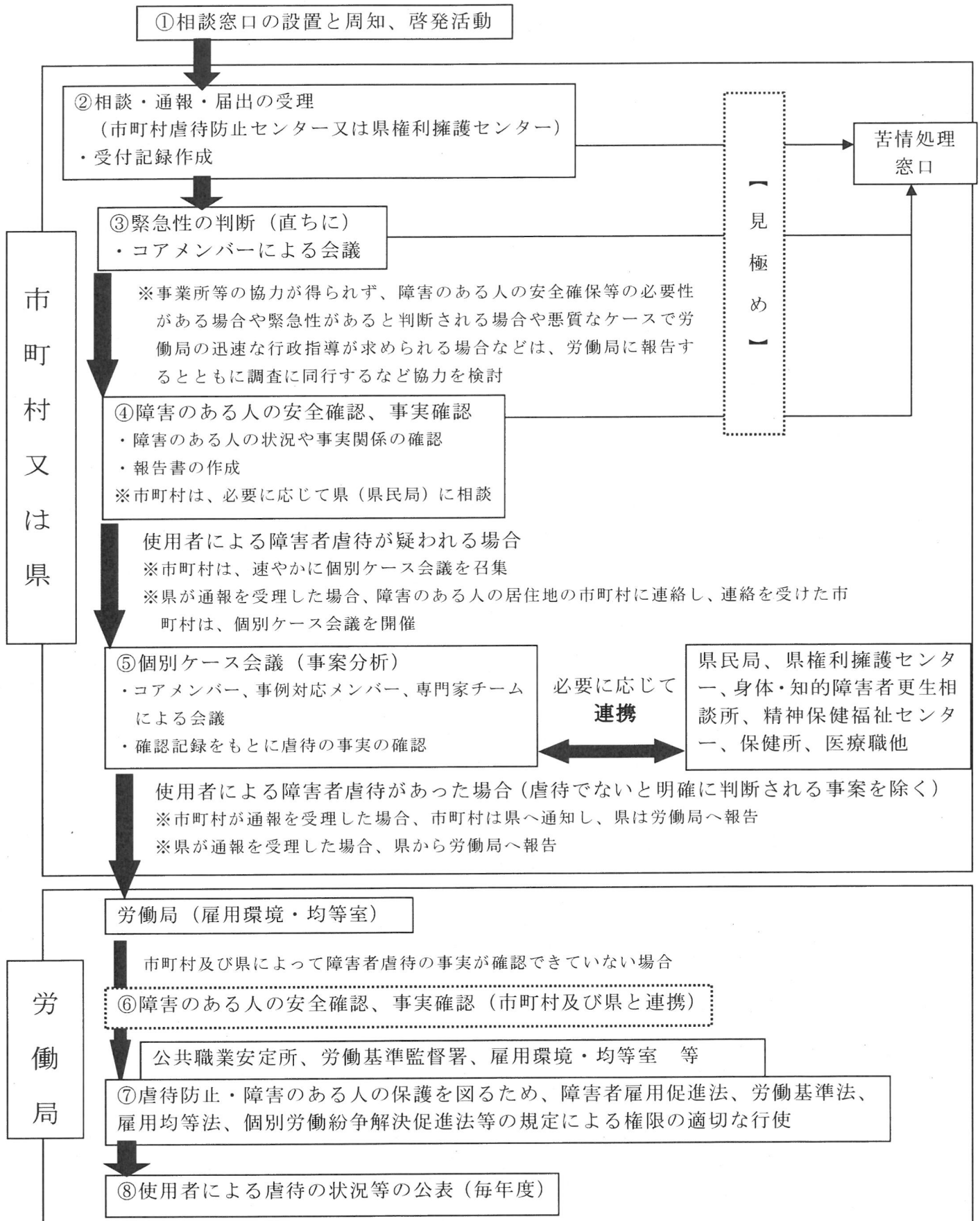
## 『養護者』による障害者虐待への対応フロー図



# 『障害者福祉施設従事者等』による障害者虐待への対応フロー図



## 『使用者』による障害者虐待への対応フロー図



障害者虐待等に関する窓口一覧

令和8年4月現在

○養護者・福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待の通報・届出・相談窓口(市町村障害者虐待防止センター)

市町村名	連絡先	TEL	FAX	受付時間
岡山市	岡山市障害者権利擁護・虐待防止センター 岡山市北区平田407	086-259-5303	086-259-5302	24時間
倉敷市	(養護者による虐待) 倉敷市福祉支援課	086-426-3321	086-422-3389	平日のみ (8:30~17:15)
	(福祉施設従事者等による虐待) 倉敷市障がい福祉課事業所指導室	086-426-3287	086-421-4411	
	(使用者による虐待) 倉敷市障がい福祉課	086-426-3305		
	倉敷地域基幹相談支援センター	倉敷市浜町1丁目2番20号		
津山市	津山地域障害者虐待防止センター	津山市二宮80-1	080-2934-1750	24時間(※)
	津山市障害福祉課	津山市山北520	0868-32-2067	平日のみ (8:30~17:15)
玉野市	玉野市役所福祉政策課障害者福祉係	玉野市宇野1-27-1	0863-32-5556	平日のみ (8:30~17:15)
			0863-32-5588	夜間・休日
笠岡市	笠岡市地域福祉課障がい福祉係 (笠岡市障害者虐待防止センター)	笠岡市中央町1-1	0865-69-2133	平日のみ (8:30~17:15)
			0865-69-2111	夜間・休日
井原市	井原市役所福祉課障害福祉係 (井原市障害者虐待防止センター)	井原市井原町311-1	0866-62-9518	平日のみ (8:30~17:15)
			0866-62-9555	夜間・休日
総社市	総社市障がい者虐待防止センター (総社市役所保健福祉部福祉課障がい福祉係)	総社市中央1-1-1	0866-92-8269	平日のみ (8:30~17:15)
			0866-92-8200	夜間・休日
高梁市	高梁市障害者虐待防止センター (たかはし障害者総合相談センター)	高梁市中原町1476-1	0866-22-9800	24時間(※)
	高梁市健康福祉部福祉課障害福祉係	高梁市松原通2043	0866-21-0284	平日のみ (8:30~17:15)
新見市	新見市障害者地域活動支援センター (ほほえみ広場にいみ)	新見市高尾2488-13	0867-71-2166	日曜日から金曜日 (9:00~18:00)
	新見市福祉課 (新見市障害者虐待防止センター)	新見市新見310-3	0867-72-6126	平日のみ (8:30~17:15)
	新見市役所		0867-72-6111	夜間・休日
備前市	備前市役所社会福祉課地域福祉係	備前市東片上126	0869-64-1827	平日のみ (8:30~17:15)
	備前市役所		0869-64-3301	夜間・休日
瀬戸内市	瀬戸内市健康福祉部福祉課	瀬戸内市邑久町尾張300-1	0869-24-8847	平日のみ (8:30~17:15)
	瀬戸内市役所	瀬戸内市邑久町尾張300-1	0869-22-1111	夜間・休日
	瀬戸内市権利擁護センター (瀬戸内市社会福祉協議会瀬戸内市総合福祉セン ター内)	瀬戸内市邑久町山田庄862-1	0869-24-7711	平日のみ (8:30~17:15)
赤磐市	赤磐市障害者虐待防止センター (赤磐市社会福祉課内)	赤磐市下市344	086-955-1115	平日のみ (8:30~17:15)
			086-955-1111	夜間・休日
真庭市	真庭市障害者虐待防止センター (真庭市健康福祉部福祉課)	真庭市久世2927-2	0867-42-1581	平日のみ (8:30~17:15)
			0867-42-1150	夜間・休日
美作市	美作市障害者虐待防止センター (美作市福祉政策課)	美作市美来1	0868-75-6466	平日のみ (8:30~17:15)
		美作市役所	美作市美来1	0868-72-1111
浅口市	浅口市健康福祉部社会福祉課 (浅口市障害者虐待防止センター)	浅口市鴨方町鴨方2244-26	0865-44-7007	平日のみ (8:30~17:15)
	浅口市役所	浅口市鴨方町六条院中3050	0865-44-7000	夜間・休日
和気町	和気町介護福祉課(本庁舎)	和気郡和気町尺所555	0869-93-3681	24時間(※)
	和気町総務事業課(佐伯庁舎)	和気郡和気町矢掛305	0869-88-1103	24時間(※)
	東備地域生活支援センター	和気郡和気町尺所31-4	0869-93-2565	24時間(※)
早島町	早島町住民福祉部健康福祉課	都窪郡早島町前湯360-1	086-482-2483	24時間(※)
里庄町	里庄町役場健康福祉課	浅口郡里庄町里見1107-2	0865-64-7232	24時間(※)
矢掛町	矢掛町役場福祉介護課	小田郡矢掛町矢掛3018	0866-82-1026	24時間(※)
新庄村	新庄村役場住民福祉課	真庭郡新庄村2008-1	0867-56-2646	24時間(※)
鏡野町	津山地域障害者虐待防止センター	津山市二宮80-1	080-2934-1750	24時間(※)
	鏡野町役場総合福祉課福祉係	苫田郡鏡野町竹田660	0868-54-2986	24時間(※)
勝央町	勝央町役場健康福祉部	勝田郡勝央町平242-1	0868-38-7102	平日のみ (8:30~17:15)
			0868-38-3111	夜間・休日
奈義町	奈義町役場こども・長寿課	勝田郡奈義町豊沢327-1	0868-36-6700	平日のみ (8:30~17:15)
			0868-36-4111	夜間・休日
西粟倉村	西粟倉村役場保健福祉課	英田郡西粟倉村大字影石33-1	0868-79-2233	24時間(※)
久米南町	津山地域障害者虐待防止センター	津山市二宮80-1	080-2934-1750	24時間(※)
	久米南町役場保健福祉課	久米郡久米南町下弓削502-1	086-728-4411	24時間(※)
美咲町	津山地域障害者虐待防止センター	津山市二宮80-1	080-2934-1750	24時間(※)
	美咲町役場福祉しあわせ課	久米郡美咲町原田2144-1	0868-66-1129	24時間(※)
吉備中央町	吉備中央町役場福祉課	加賀郡吉備中央町豊野1-2	0866-54-1317	24時間(※)

(※)FAXの夜間・休日受付の内容確認は、翌開庁日になります。

○使用者による障害者虐待の通報・届出・相談窓口(岡山県障害者権利擁護センター)

	連絡先	TEL	FAX	受付時間
岡山県	岡山県障害者権利擁護センター (岡山県社会福祉士会) (岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 (きらめきプラザ)7階)	086-226-6100	086-226-6111	平日のみ (8:30~17:15) 夜間・休日は 留守番電話

夜間・休日受付の内容確認は、翌開庁日になります。

## 第4章 手当・年金等の支給

(R8. 4. 1 現在)

種 類	対 象 ・ 支 給 額	申請窓口
障害基礎年金	<p>対象：満20歳以上の者で、国民年金法による障害等級が1・2級相当（日常生活が著しい制限を受ける程度以上）の者</p> <p>内容：1級 1,059,125円（年額） 2級 847,300円（年額）</p> <p>☆ 本人の所得による支給制限や子どもを扶養している場合加算がある。</p> <p>☆ 所定の診断書が必要である。</p> <p>☆ 身体障害者手帳の等級や療育手帳の程度と関連しない。</p>	市町村  年金事務所
特別児童扶養手当	<p>対象：20歳未満の障害（日常生活が著しい制限を受ける程度以上）を有する者を家庭で養育している者</p> <p>内容：1級 58,450円（月額） 2級 38,930円（月額）</p> <p>☆ 施設入所中の場合は支給されない。</p> <p>☆ 受給資格者、その配偶者及びその扶養義務者の前年所得による支給制限がある。</p> <p>☆ 原則として所定の診断書が必要である。</p>	市町村
特別障害者手当	<p>対象：20歳以上で障害が重複するなど著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な者</p> <p>内容：30,450円（月額）</p> <p>☆ 本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得による支給制限がある。</p> <p>☆ 施設入所中や3か月以上入院している者は支給されない。</p> <p>☆ 原則として所定の診断書が必要である。</p>	市町村
障害児福祉手当	<p>対象：20歳未満の重度障害児で常時介護を必要とする者</p> <p>内容：16,560円（月額）</p> <p>☆ 所得制限は、特別障害者手当と同様である。</p> <p>☆ 施設入所中の場合は支給されない。</p> <p>☆ 障害を支給事由とする公的給付を受けることができるときは支給されない。</p> <p>☆ 原則として所定の診断書が必要である。</p>	市町村
特別障害給付金	<p>対象：①S61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金等の加入者）の配偶者 ②H3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生、上記①あるいは②であって、かつ、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり現在、障害基礎年金1・2級相当の障害がある者</p> <p>内容：1級 58,650円（月額） 2級 46,920円（月額）</p> <p>☆ 本人の前年所得の額及び老齢基礎年金の受給資格があるときには支給が制限される。</p> <p>☆ 所定の診断書が必要である。</p>	市町村

## 第5章 医療費の助成

種 類	対 象・自己負担限度額（月額）	申請窓口																					
障害者医療費 公費負担制度	<p>対象：①身体障害者：身体障害者手帳1級又は2級            ②知的障害者：重度知的障害者又は身体障害者手帳3級を所持する中度知的障害者            ③精神障害者：精神障害者保健福祉手帳1級及び自立支援医療(精神通院)受給者証所持者</p> <p>内容：原則、定率1割の自己負担額であるが、所得区分に応じ、下表の自己負担額の限度額を設けている。</p> <table border="1" data-bbox="531 775 1201 1133"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">所得区分</th> <th colspan="2">自己負担限度額（月額）</th> </tr> <tr> <th>通院</th> <th>入院又は合算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一定以上</td> <td>44,400</td> <td>80,100円+1% ※1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一般</td> <td>12,000</td> <td>44,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低所得</td> <td>II</td> <td>2,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>1,000</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：医療費総額が801,000円超の場合は次のとおり  <math>80,100円 + (医療費総額 - 801,000円) \times 1\%</math></p> <p>※精神障害者の精神疾患による入院は、当該疾患による入院から3か月を満了する日の月末までの療養を助成対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢福祉年金受給資格に準じた所得制限がある。</li> <li>・ 生活保護の受給者は対象外となる。</li> <li>・ 上記①～③に該当しても、65歳以上で新たに該当した者は対象外となる。</li> </ul> <p>☆ 実施主体は市町村であり、各市町村によって制度内容が異なることがある。</p>	所得区分		自己負担限度額（月額）		通院	入院又は合算	一定以上		44,400	80,100円+1% ※1	一般		12,000	44,400	低所得	II	2,000	12,000	I	1,000	6,000	市町村
所得区分				自己負担限度額（月額）																			
		通院	入院又は合算																				
一定以上		44,400	80,100円+1% ※1																				
一般		12,000	44,400																				
低所得	II	2,000	12,000																				
	I	1,000	6,000																				

## 第6章 その他のサービス

以下は、身体障害者、知的障害者を対象とした主なサービス内容である。なお、割引を受けるには、障害者手帳の提示が必要であるが、ほとんどの交通機関で、障害者手帳をスマートフォンに登録したデジタル障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の提示でも利用可能となっている。

### 1 旅客運賃等割引制度

種類	対象と割引			問い合わせ先
	対象	第1種	第2種	
JR	本人のみの乗車の場合	本人50%割引 普通乗車券(片道100km超の区間に限る)	本人50%割引 普通乗車券(片道100km超の区間に限る)	JR各社
	本人と介護者が同伴の場合	本人と介護者1名が50%割引 (距離制限なし) 普通乗車券、普通回数乗車券、普通急行券(特別急行券を除く)、定期乗車券	本人12歳以上の時は、本人のみ上記割引あり 介護者割引なし。 本人12歳未満の時は、本人と介護者1名が50%割引(定期乗車券のみ)。	
航空	本人のみの搭乗の場合	割引有		航空各社の国内線窓口
	本人と介護者が同伴の場合	本人と介護者1名		
☆ 障害程度の区別なし。 ☆ 定期航空路線の国内線全区間で適用可能。国際線に割引はない。 ☆ 割引率は航空会社、路線により異なる。				
バス	本人のみの乗車の場合	本人50%割引	本人50%割引	各バス会社
	本人と介護者が同伴の場合	本人と介護者1名が50%割引	本人が50%割引。 介護者割引なし	
☆ 定期乗車券は30%割引となる。				
タクシー	本人のみ、あるいは、本人と介護者が同伴の場合	10%割引 身体障害者手帳、療育手帳を提示する。		各タクシー会社
		☆ 市町村により利用券を交付しているところがある。		

種 類	対 象 と 割 引			問い合わせ先
	対 象	第 1 種	第 2 種	
有料道路	本人運転 (身体障害者手帳 交付者のみ)	50%割引	50%割引	市 町 村
	介護運転 (本人以外の者の 運転 (本人同乗))	50%割引	割引なし	
<p>障害者 1 人につき自動車 1 台を事前に登録できる。  1 人 1 台要件の緩和により、事前登録していない自動車(*)も通常料金が半額に割引される。</p> <p>(*) タクシー、福祉有償運送、レンタカー、知人等の自家用車、車検時の代車等。  タクシーと福祉有償運送は第 1 種障害者のみ。各車両の利用前に事前にその利用確認(予約)が必要。</p> <p>割引を受けようとする障害者は、手帳を管理する市町村福祉担当窓口に必要な書類を持参し事前登録の手続き(当初申請)、又はマイナポータルを利用したスマートフォンからのオンライン申請(ETC利用申請を併せて行う場合に限る)を行う。</p> <p>☆ 通行方法</p> <p>(1) 登録自動車で通行する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ETCを利用しない場合  出口料金所で、係員に手帳又は障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示する。</li> <li>・ ETCを利用する場合  利用登録カードを利用登録されたETC車載器に挿入し通行する。また、常に手帳を携行し、求めがあれば提示する。</li> </ul> <p>(2) 登録していない自動車で通行する場合  一般レーンの出口料金所で係員に手帳又は「ミライロID」等を提示する。</p> <p>☆ 割引有効期限  新規申請及び変更申請の場合は、申請日からその後の 2 回目の誕生日まで、更新申請の場合は 3 回目の誕生日までとなる。更新申請は有効期限の 2 か月前から可能である。</p>				

## 2 税の控除等

### <所得税・住民税>

種 類	対 象 者	内 容	問 い 合 わ せ 先
所得税の 控除	身体障害者 知的障害者	障害者控除：納税者自身、同一生計配偶者 又は扶養親族が所得税法上の障害者に該当 する場合、一定の金額の所得控除が受けら れる。 障害者控除(27万円) 特別障害者控除(40万円) 同居特別障害者控除(75万円)	税務署
住民税の 控除	身体障害者 知的障害者	次の控除が受けられる。 障害者控除(26万円) 特別障害者控除(30万円) 同居特別障害者控除(53万円)	市町村

### <自動車税関係>

令和8年4月1日に「自動車税環境性能割」は廃止され「自動車税種別割」は「自動車税」に名称が変更された。減免対象となる自動車は、軽自動車を含めて障害者1人につき1台に限られる

種 類	対 象	内 容	問 い 合 わ せ 先
自動車税・ 軽自動車税の 減免	○減免の対象となる 自動車 (次のとおり)	自動車税の減免	住所地を管轄する 県民局税務部課税課
	○減免の対象となる 障害の範囲 (224頁のとおり)	軽自動車税の減免	

### ◎減免の対象となる自動車

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自家用自動車(営業用は対象外)で、次の条件を満たすもの

区 分	所有(取得)者(※1)	運 転 者	使 用 目 的
身 体 障 害 者	18歳以上 原則として本人 (※2)	本 人	問 わ ない
	18歳未満 本 人 又 は 生計を一にする者	生計を一にする者	専ら障害者の通学(園)、通院、通所、通勤、 帰省帰寮又は生業のために使用すること (※3)
知 的 障 害 者 精 神 障 害 者	本 人 又 は 生計を一にする者	本 人	問 わ ない
		生計を一にする者	専ら障害者の通学(園)、通院、通所、通勤、 帰省帰寮又は生業のために使用すること (※3)

※1 割賦販売等で自動車の売主が所有権を留保している場合は、自動車検査証記録事項の使用  
者となります。

※2 身体障害者の方が18歳未満のときから減免を受けていた自動車(生計を一にする者が所  
有するもの)での減免継続の場合、生計を一にする者も該当します。

※3 定期的に週1日以上又は月4日以上、今後6か月以上継続して、いずれかの用途で障害者  
の方の送迎に使用することをいいます。

介護保険サービスへの通所、入院中、老人福祉施設入所中の場合は対象となりません。

◎減免の対象となる障害の範囲

① 身体障害者

障害の区分	障害の程度（級別）		
	本人運転の場合	生計同一者運転の場合	
視覚障害	1級～3級・4級の1	同左	
聴覚障害	2級・3級	同左	
平衡機能障害	3級	同左	
音声機能障害	3級（気管を開口している者に限る）	同左	
上肢機能障害	1級・2級	同左	
下肢機能障害	1級～6級	1級～3級	
体幹機能障害	1級～3級・5級	1級～3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級（ <small>一上肢のみのものを除く</small> ）	同左
	移動機能	1級～6級	1級～3級（ <small>3級のうち下肢のみのものを除く</small> ）
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害	1級・3級	同左	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	同左	
肝臓機能障害	1級～3級	同左	

※ 減免の対象となるかどうかは、「障害の区分」ごとの級別により判定します。障害が複数ある場合は、手帳の総合級だけでは判定できないので、対象となるかどうかはお問い合わせください。

② 知的障害者 療育手帳の障害の程度が「A」で、次の判定年月が未経過であること。

<預金関係>

種類	内容	問い合わせ先
障害者等の少額預貯金利子所得等の非課税 (障害者等のマル優)	預貯金等の元本が350万円までの利子に対して税金がかからない。 ☆身障手帳・療育手帳及び個人番号カード等を提示。	税務署 金融機関窓口
障害者等の少額公債の利子の非課税 (障害者等の特別マル優)	国債及び地方債の額面の合計額が350万円までの利子に対して税金がかからない。 ☆身障手帳・療育手帳及び個人番号カード等を提示。	

### 3 住 宅

種 類	対 象 ・ 支 給 額	問い合わせ先
公営住宅の 優先入居	<p>対象：身体障害者手帳（1級～4級）、療育手帳（概ね中度以上）の交付者（単身世帯）又は交付者と同居する世帯（障害者世帯）</p> <p>内容：公営住宅の入居者決定の抽選会等において優遇を受けることができる。</p> <p>☆障害者等の世帯の所得制限（「月額所得」214,000円以下）がある。</p> <p>☆単身世帯入居可能住宅について、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができないと認められる者は入居対象外となる。</p> <p>☆身体障害者世帯向け住宅（特定目的住宅）への入居条件は、重度の下肢機能障害者がいる世帯であること。</p>	<p>県住宅課 （岡山県営住宅管理センター）</p> <p>市町村公営住宅 担当課</p>
住宅改造費の 助成	<p>対象：重度者がいる世帯で、小規模な改造をする場合</p>	市町村

### 4 NHK放送受信料の減免

区 分	対 象 世 帯	備 考
全額免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者又は身体障害者手帳所持者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合</li> </ul>	<申請窓口> 市町村、NHK
半額免除	<p>下記の方が世帯主で受信契約者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳所持する視覚又は聴覚障害者</li> <li>重度の身体障害者（障害等級1、2級所持者）</li> <li>重度の知的障害者</li> </ul>	<問い合わせ先> 市町村 NHK岡山放送局

### 5 公共施設等の入場料の減免

公共施設等を利用する際に、入場料や利用料が減免又は免除になる場合があります。施設窓口で身体障害者手帳・療育手帳を提示する。障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の提示で割引可能な施設もある。

詳細は各施設に問い合せてください。

## 6 駐車禁止除外（標章交付対象者）

駐車禁止の交通規制の対象から除外を希望する場合に、公安委員会から駐車禁止除外指定車標章の交付を受けるものである（有効期限あり）。次の障害者が使用する車両で、駐車禁止除外を希望する場合は、申請者の住所地又は勤務地を管轄する警察署又は警察本部交通規制課に標章交付申請をする必要がある。申請は新規と更新（有効期限の1か月前より受付）とある。

障害の区分		身体障害者の方	戦傷病者の方
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第4項症までの各項症
肢体不自由	上肢	1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第3項症までの各項症
	下肢	1級から4級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
	体幹	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	＼
	移動	1級から4級までの各級	＼
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	＼
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
その他の障害者の方			
知的障害のある方		重度（A）	
精神障害のある方		1級	
小児慢性特定疾患児手帳を所持している方		色素性乾皮症	

受付窓口及び問い合わせ先：住所地又は勤務地を管轄する警察署、県警本部交通規制課

（岡山県警察のホームページから申請書のダウンロードが可能）

\*身体障害者の方は、岡山県身体障害者福祉連合会でも手続きの代行が可能（有料：1,200円）

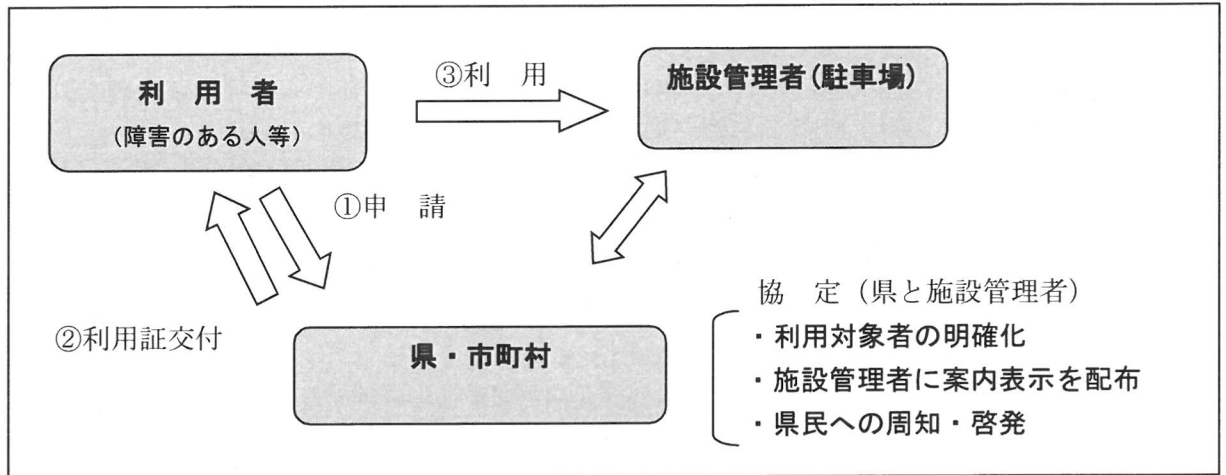
## 7 携帯電話使用料等割引サービス

対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている者。詳しくは各電話会社にお問い合わせください。

## 8 「ほっとパーキングおかやま」 駐車場利用証制度

### (1) 制度の概要

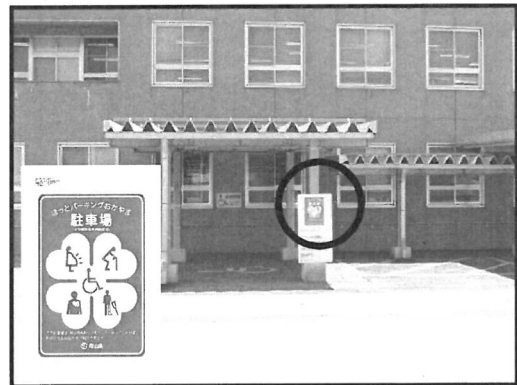
身体障害者等用駐車場を利用できる方を明確にし、その対象者に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、身体障害者等用駐車場の適正利用を図る制度



#### ▼利用証掲示例(車内に掲示)



#### ▼駐車場案内表示例



### (2) 交付対象者

#### ア 交付対象者及び有効期間

交付対象者		有効期間
身体等に障害のある方で歩行が困難な方		対象でなくなるまで
高齢、難病等により歩行が困難な方		
一時的に歩行が困難な方	けがをされている方	車いす・杖などの使用期間 (最長1年以内)
	妊産婦(産後は乳幼児同乗の場合のみ)	単胎：妊娠7ヶ月～産後2年 多胎：妊娠5ヶ月～産後3年
	その他	5年以内

\* 交付対象者の詳細は229頁を参照してください。

### (3) 協定施設及び内容

#### ア 対象施設

身体障害者等用駐車場を有する施設のうち、県と協定を結んだ施設

#### イ 協定内容

(ア) 対象施設であることが分かるよう、案内標示(ステッカー掲示)をすること

(イ) 利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切な管理に努めること

(ウ) 十分な駐車スペースを確保するため、現有の身体障害者等用駐車場に加え、幅 2.5 m以上の出入口に近い駐車場についても当該制度の「駐車スペース」としての確保に努めること

### (4) 利用証交付方法

交付窓口(県庁、県民局、保健所、身体・知的障害者更生相談所、市町村)に申請し、原則として、即日交付される。

### (5) 利用証の全国相互利用について(平成24年4月1日開始)

これまで、同様の制度を導入している中国・四国地方各県との間で利用証の相互利用を実施してきたが、平成24年4月1日から全国での相互利用へと拡大した。

これにより、相互利用に参加する自治体(令和8年4月1日現在44府県)でそれぞれ交付された利用証は、当該自治体におけるすべての協力施設で利用できるようになった。

#### <相互利用に参加する府県>

利用できる施設については、各府県のホームページ等でご確認ください。

(中国地方) 鳥取県、島根県、広島県、山口県、岡山県、

(四国地方) 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(東北地方) 青森県、岩手県、山形県、福島県、秋田県、宮城県

(関東地方) 茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、神奈川県

(中部地方) 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、長野県、岐阜県

(近畿地方) 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

(九州地方) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

## 「ほっとパーキングおかやま」 駐車場利用証交付対象者

以下の基準に該当する方で、歩行が困難な方

### ○ 身体障害のある方

区	分	等 級
視覚障害		1・2・3・4級
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	該当なし
	平衡機能障害	3・5級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		該当なし
肢体不自由	上肢	1・2級
	下肢	1・2・3・4・5・6級
	体幹	1・2・3・5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級
	移動機能	1・2・3・4・5・6級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	1・3・4級
	じん臓機能障害	1・3・4級
	呼吸機能障害	1・3・4級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1・3・4級
	小腸機能障害	1・3・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1・2・3・4級
	肝臓機能障害	1・2・3・4級

- 知的障害のある方      療育手帳の障害程度欄「A」
- 精神障害のある方      精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」
- 高齢者                      介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1～5」
- 難病患者                    特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者証
- けが人                        車いす、杖等の使用が必要であると認められる方
- 妊産婦                        単胎児で、妊娠7か月から産後2年までの方又は多胎児で、妊娠5か月から産後3年までの方（いずれも、産後は乳幼児同乗の場合のみ）
- その他                        診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方

## 第7章 その他関連する障害等

### 1 精神障害者保健福祉手帳

**対象者**（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条）

精神障害者保健福祉手帳は、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある精神障害者（知的障害者を除く）を対象としている。

**\* 相談機関** 岡山県精神保健福祉センター

岡山市北区厚生町 3-3-1 電話(086)201-0442

### 2 発達障害

発達障害者支援法では、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義している。

**\* 相談機関**

- ・ おかやま発達障害者支援センター 岡山市北区祇園 866 電話 (086)275-9277
- ・ " 県北支所 津山市山下 53 電話 (0868)22-1717  
(美作県民局第1庁舎内)

### 3 高次脳機能障害

行政的な診断基準（国立障害者リハビリテーションセンター）では、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されていること（MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる）、かつ、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が認知障害である等と診断を受けた者。

ただし、受傷あるいは発症以前から有する症状や先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患は除くこととなっている。

**\* 相談機関**

高次脳機能障害支援普及事業支援拠点機関

- ・ 川崎医科大学附属病院リハビリテーションセンター  
倉敷市松島 577 電話 (086)462-1111 (代表)
- ・ 社会福祉法人旭川荘  
岡山市北区平田 407 電話 (086)245-7361

#### 4 医療的ケア児

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいう。

令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、岡山県では、令和4年4月1日に岡山県医療的ケア児支援センターを設置し、相談対応や情報提供、助言等により、医療的ケア児及びその家族等に対する支援を行っている。

\*相談機関

岡山県医療的ケア児支援センター

岡山市北区祇園866 旭川荘療育・医療センター内 電話 (086)275-4518

